

明治学院大学ボランティアセンター規程

2010年3月12日 第700回常務理事会承認

2010年2月17日 大学評議会承認

2010年1月15日 第698回常務理事会承認

2009年12月18日 大学評議会承認

(設置)

第1条 明治学院大学（以下「本学」という。）に明治学院大学ボランティアセンター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、共通教育機関として、「他者への貢献」(Do for Others)の精神にのっとり、ボランティア活動を通じた人間教育を行うことを以て目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) サービス・ラーニング・プログラムの企画、実施
- (2) 学生によるボランティア活動の立ち上げなど、学生の自主的活動の支援と助言
- (3) 地域貢献を目指した地域社会との協働によるボランティアプログラムの開発
- (4) 学内外のボランティア活動に関する情報収集と学生への情報提供および相談への対応
- (5) 教職員への情報提供とボランティア活動参加に関する機会提供
- (6) 本学におけるボランティア関連科目に関する協力
- (7) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(運営委員会規程)

第4条 センターの組織および運営に関する重要事項を審議するため、明治学院大学ボランティアセンター運営委員会を置く。

2 センター運営委員会規程は、これを別に定める。

(構成)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) センター長補佐 若干名
- (3) ボランティアコーディネーター 2名
- (4) 非常勤ボランティアコーディネーター 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(センター長)

第6条 センター長は本学専任教員の中から学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第7条 センター長補佐は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティアコーディネーター)

第8条 ボランティアコーディネーターの任用等は、「ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティアコーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第9条 ボランティアコーディネーターは、3年ごとにセンター長の設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 非常勤ボランティアコーディネーターは、契約更新時にセンター長が設置する評価委員会による評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

3 前2項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、センター長補佐、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第10条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行い、若干名の推進委員によって構成される。

3 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家(2名以内)からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

4 センター長は、必要に応じて推進委員以外の者を陪席させることができる。

(学生スタッフ)

第11条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て大学評議会および常務理事会の承認を得なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行（第3条第2項、教養教育センター設置による。）
- 4 2004年4月1日一部改正施行（第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。）
- 5 2004年8月1日一部改正施行（第4条ボランティアコーディネーター、事務職員数の変更による。）
- 6 2005年11月1日一部改正施行（第7条ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設）
- 7 2006年1月1日一部改正施行（コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。）
- 8 2006年1月1日一部改正施行（第7条2項非常勤ボランティアコーディネーター任用等に関する規程の新設による。）
- 9 2006年4月1日一部改正施行（第3条事務局職制変更による）
- 10 2010年4月1日一部改正施行（基本理念策定委員会の答申に基づき、第2条目的および第3条業務を見直し、第4条運営委員会規程を別途新設し本規程から削除、第5条センター長補佐の人数を変更、第7条センター長補佐は専任教員の中から選する、第9条2項に非常勤ボランティアコーディネーターの評価を明記、3項の評価委員会構成メンバーにセンター長補佐を追加、第10条4項推進委員会参加メンバーを弾力化する条文を追加）。

ボランティア情報の取り扱いに関する方針

2007年5月17日

明治学院大学ボランティアセンターでは、以下に該当するボランティア募集团体の活動を、センターを通して紹介します。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

1：ボランティア募集の受付

- ・ ボランティアセンターに電話・e-mail等で団体登録希望とご連絡ください（受付時に、簡単な聞き取りをさせていただきます）。
- ・ ボランティアセンターから、e-mailもしくはファックス、または郵送で「登録用紙」を送らせていただきます。
- ・ ご記入いただきました「登録用紙」と一緒にパンフレットなど団体概要のわかるもの（2部）、団体の責任者および担当者の名刺（各2部）、ボランティア募集チラシ等（A4サイズ・20部程度）を郵送、もしくはボランティアセンターまでお持ち下さい。
- ・ 登録完了後、白金・横浜両校舎のボランティアセンターにて、お預かりしたボランティア情報をポスターやチラシ等で周知します。

※その他

- ・ ボランティア募集团体には、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績が分かる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
- ・ 本学生がボランティア活動をおこなった際に、募集の条件と異なる状況が生じた場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、ボランティアセンターが活動先と調整、苦情申し出等の対応をいたします。
- ・ 個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学先・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他関連機関へご依頼ください。

2：ボランティア募集をおこなう団体・活動の選定基準

1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

〔団体例〕：ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、大使館、企業、労働組合など。

※企業においては非営利による社会貢献活動に限ります。

2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ・ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。
- ・有償活動とボランティア活動を明確に区別していること。

3) 以下に該当するボランティア活動は、受付できません。

- ・政治的・宗教的活動を目的とする活動。
- ・危険が伴うもの。
- ・人体に有害なもの。
- ・法令に違反するもの。
- ・公序良俗に反するもの。
- ・受付時に不審な状況が見受けられるもの。
- ・その他不相当だと判断されたもの。

3：ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と明治学院大学ボランティアセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認いたします。

- ・ボランティア申し込み者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
- ・活動をはじめる前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
- ・ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
- ・ボランティア申し込み学生がボランティア保険に加入済みであることを確認してから、活動をはじめること。

4：活動時間

- ・活動時間は、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないでください（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠しています）。
- ・夜10時以降の深夜活動を禁止します。

5：のぞましくないボランティア活動

- ・精神的、肉体的苦痛が心配されるもの。
- ・水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
- ・車の運転が活動の内容に含まれるもの。
- ・宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動についてはこの限りではありません）。
- ・本来有資格者によってなされるべき活動。

6：禁止事項

学生がボランティア保険に加入しないで、ボランティア活動をおこなうこと。

7：免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア情報に関して、発生したトラブル等に対しセンターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

明治学院大学ボランティア情報システム利用規約

(目的)

- 1) 明治学院大学ボランティア情報システム（以下、本システムという）は、明治学院大学ボランティアセンターに寄せられるボランティア情報を公開することにより、主として本学（院）生及び他大学生（一般も含む）のボランティア活動への参加をより活発にすることを目的とします。
- 2) 明治学院大学ボランティアセンター運営管理による本システム団体についての情報やボランティア活動の募集情報を掲載することにより、団体の提供するボランティア活動への理解と多くの学生の参画を得られることを目的とします。

(利用者)

- 1) 利用者とは、本システムが指定する手続きにより本システムを利用する、主として本学（院）生及び他大学生（一般も含む）と情報を掲載する団体をいいます。

(総則)

- 1) 利用者は、この規約の全ての内容に同意し遵守する場合にのみ、明治学院大学ボランティアセンターが運営管理する本システムを利用できます。
- 2) 利用者は、明治学院大学ボランティアセンターが発する「利用をはじめる前に」及び「ご利用上の注意」もこの利用規約に準じるものとし、利用者の責任において本システムを利用できます。
- 3) 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあります。ご利用の際には、本システムに記載されている最新の利用規約をご参照ください。

(情報の取り扱いについて)

- 1) 利用者は、本システムのサイトから得たいかなる情報もサイト上でのみ使用する以外に、複製、販売、出版その他いかなる方法においても利用できません。

(IDおよびパスワードの管理責任について)

- 1) IDおよびパスワードの管理とその使用は利用者の責任とし、使用上の過誤または第三者による不正使用等について生じた損害については、明治学院大学ボランティアセンターは責任を負わないものとします。
- 2) 利用者はIDおよびパスワードを第三者に開示、貸与または譲渡してはなりません。

(禁止事項、情報の削除について)

1) 本システムでは、以下の行為を禁止します。

- ・システムの破壊または運営を妨害する行為。
- ・利用者あるいは第三者を誹謗または中傷したり名誉を傷つけるような行為。
- ・利用者あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。
- ・公序良俗に反する行為、および犯罪行為を誘発するおそれのある行為。
- ・法律に反する行為。
- ・利用者の活動を妨害、または他の利用者に活動を強要する行為。
- ・営利活動、政治活動、宗教活動あるいは個人または特定の集団による主張・思想・教養の実践を目的とした行為。
- ・本システムで利用しうる情報を改ざんする行為。
- ・その他、本システムの目的から不相当と判断される行為。

2) 1) に規定する行為に抵触すると判断された場合は、明治学院大学ボランティアセンターは利用者に通知することなく、掲載された情報を削除することができます。

3) 掲載された内容が、本システムが定める期間を経過した場合、あるいは、システム上悪影響や障害を及ぼす場合には、明治学院大学ボランティアセンターは利用者に通知することなく、これを削除することがあります。

(免責について)

1) 明治学院大学ボランティアセンターは、本システムの利用により発生した損害全てに対し、いかなる責任を負わないものとします。

2) 利用者が本システムを利用することから生じた他者に対しての損害に関しては、利用者は自己の責任をもって解決するものとします。

(システムの変更および停止について)

1) 明治学院大学ボランティアセンターは、良好なシステムを維持するために、その管理運営を一時的に停止し保守点検増設など必要な作業を行うことができるものとします。

2) 明治学院大学ボランティアセンターは、システム内容変更や運営諸条件、規則などの変更について、利用者に事前通知することなく行えるものとします。

この規約は、2005年3月27日より適用いたします。

2007年2月19日 一部改正

2007年9月21日 一部改正

明治学院大学ボランティアセンター団体登録票 / VIS 利用申込書

団体の種類 (ふりがな) 団体名	<input type="checkbox"/> 公共機関 <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> NPO 法人 <input type="checkbox"/> その他() ※正式名称をご記入ください。		記入日(年/月/日) / /
住所1 (本部)	〒 -		
住所2(あれば)	〒 -		
連絡先 TEL FAX	E-MAIL URL		
代表者名	担当部署名	担当者名(複数名の場合は全て)	
活動分野(3つまでチェックしてください) <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 子ども・青少年 <input type="checkbox"/> 心理 <input type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 祭り・イベント <input type="checkbox"/> 音楽・美術・芸能 <input type="checkbox"/> スポーツ <input type="checkbox"/> 平和・人権 <input type="checkbox"/> 動物 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 路上生活自立支援 <input type="checkbox"/> 災害 <input type="checkbox"/> 医療・保健 <input type="checkbox"/> スタディツアー・ワークキャンプ <input type="checkbox"/> インターンシップ <input type="checkbox"/> 中間支援 <input type="checkbox"/> その他()			
団体紹介(目的や活動内容など)		設立()年()月	
ボランティアの活動内容(具体的にご記入ください。複数ある場合には全てご記入ください)			
◆ボランティアの種類 <input type="checkbox"/> 単発ボランティア <input type="checkbox"/> 継続的なボランティア ◆交通()線()駅より徒歩・バス()分 ◆交通費の支給 あり / なし / 一部支給() ◆その他の補助() ◆グループやサークル等、集団でのボランティア参加 可 / 不可 / 条件つきで可(条件) ◆外国人学生の受け入れについて 可 / 不可 / 条件つきで可(条件) ◆明治学院大学ボランティアセンターをどこで知りましたか()			
その他			
※必ずご記入ください「ボランティア情報の取り扱いに関する方針」に同意し団体登録します。 責任者または担当者 所属〔 〕 署名〔 〕			
※VISへの登録を希望される場合は必ずご記入ください 「明治学院大学ボランティア情報システム利用規約」に同意し明治学院大学ボランティア情報システム(VIS)に登録を申し込みます。 責任者または担当者 所属〔 〕 署名〔 〕 登録メールアドレス〔 〕			

この登録の有効期限は2013年3月31日です。次回の更新手続きは2012年度末です。

(2010年6月作成)

内部処理欄(以下は記入不要です)

受付/承認日	担当者	備考

承認日	担当者	備考

変更日	担当者	備考

ボランティアセンター記入欄
VIS受付日・ID

/ .